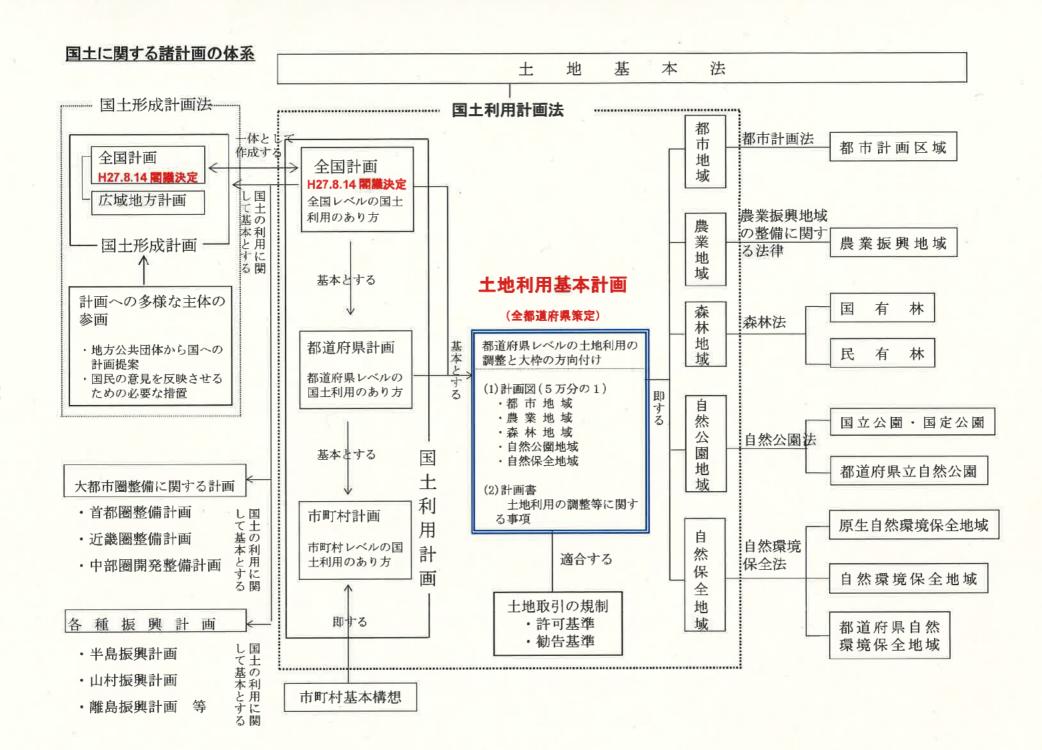
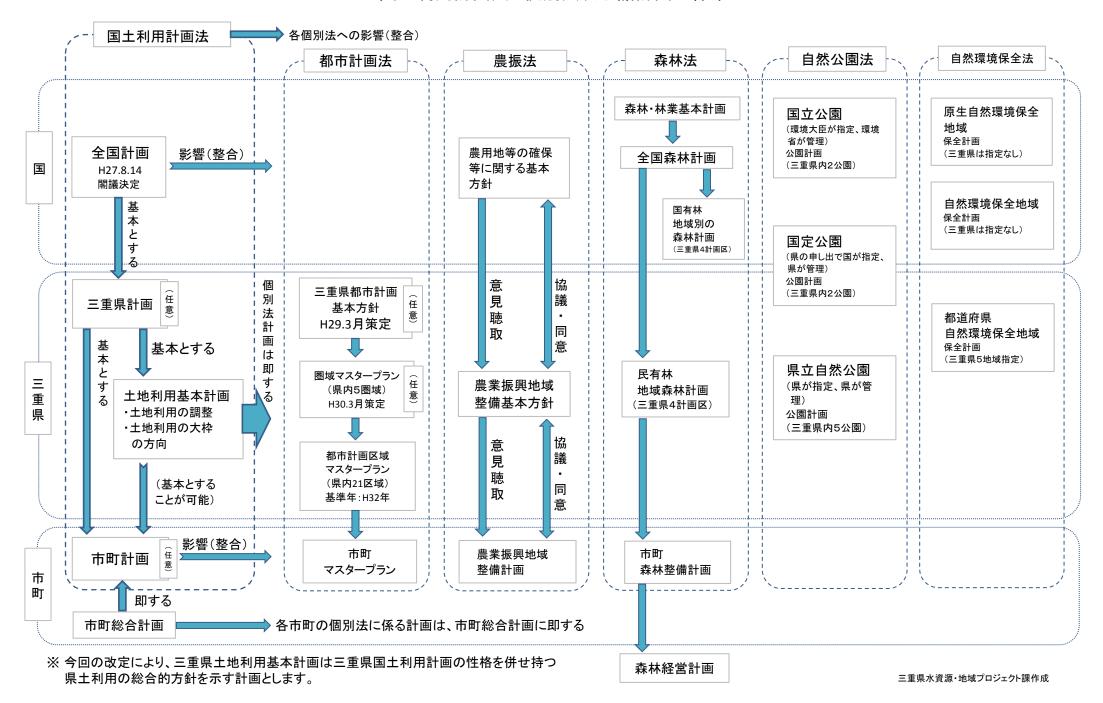
参考資料

- 22	-		
------	---	--	--



国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系



〇用語解説

<u>O</u> F	日語解記			
No	頁	よみがな	用語	解説
1	9,12,13	おーぷんすペーす	オープンスペース	主に都市地域における建築物のない空間をいう。特に、都市公園や緑地等を指すことが多い。
2	2,7	ぐり一んいんふら	グリーンインフラ	グリーンインフラストラクチャー。都市計画において、天候・土壌・植物など自然のはたらきを積極的に活用して、道路や施設などをつくること。
3	2,3,4,5	こうさくほうきち	耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。
4	1,4,8, 13,15	こうはいのうち	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。
5	1	こくさいきょてんこ うわん	国際拠点港湾	重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令により定められている港湾(港湾法2条2号)。全国の18港が指定されている。
6		こくどりようけいか く	国土利用計画(全国 計画)	国土利用計画法第5条の規定に基づき、全国の区域について定めた 国土の利用に関する計画。
7	0	こくどりようけいかくほう	国土利用計画法	限られた資源である国土を、総合的かつ長期的視点に立って有効利用することを目的とした法律。国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する規制等について定める(昭和49年法律第92号)。
8	12	さいそうほうぼくち	採草放牧地	農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に定める採草放牧地をいう。農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草 又は家畜の放牧の目的に供されるもの。
9	1	さすていなぶる	サスティナブル	持続可能であるさま。特に、地球環境を保全しつつ持続が可能な産業 や開発などについていう。
10	11,15, 18	しがいかくいき	市街化区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
11	15	しがいかちょうせ いくいき	市街化調整区域	都市計画法に基づく、市街化を抑制すべき区域のことであり、同区域 では基本的に開発行為及び建築物等の立地が制限されている。
12	0,17	しぜんかんきょう ほぜんほう	自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保、その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された法律(昭和47年法律第85号)。
13	17,19	しぜんこうえん	自然公園	自然公園法によって指定された公園で、「国立公園」「国定公園」「都道府県立自然公園」の総称。
14	0,17	しぜんこうえんほ う	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律(昭和32年法律 第161号)。
15	4	しんりんけいえい けいかく	森林経営計画	森林法に基づく森林計画制度において、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。
16	0,4,16	しんりんほう	森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする法律(昭和26年法律 第249号)。
17	7,10, 11,16	すいげんのかんよ う	水源の涵養	渇水や洪水を緩和するとともに、河川流量を一定以上に維持し、良質な水を供給すること。
18	11	せいたいけい	生態系	生物と生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係し合って、生命の 循環を作り出しているシステム。
19	16	せぎょう	施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森 林に対する人為的行為を実施すること。
				·

No	頁	よみがな	用語	解説
20	5	ちせきちょうさ	地籍調査	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を 調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
21	2,8	ちゅうさんかんち いき	中山間地域	農林統計上用いられている地域区分(地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市町村及び旧市区町村を区分したもの)のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域のことをいい、平野の外縁部から山間地を指す。
22	1,12,13	ていみりようち	低•未利用地	土地利用がなされていないもの、または個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないもの。特に大都市においては、地価水準に比べてかなり低い収益しか得られていない状態の土地。
23	4	でんきじぎょうしゃ によるさいせいか のうえねるぎーで んきのちょうたつ にかんするほうり つ	電気事業者による再 生可能エネルギー 電気の調達に関す る法律	電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律(平成23年法律108号)。
24	0	としけいかくほう	都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律(昭和43年法律第 100号)。
25	0	とどうふけんこくど りようけいかく	都道府県国土利用 計画	国土利用計画法第7条の規定に基づき、都道府県の区域について定めた国土の利用に関する計画。
26	7,10	にちいききょじゅう	二地域居住	都市住民が、農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。
27	0	のうぎょうしんこう ちいきのせいびに かんするほうりつ	農業振興地域の整 備に関する法律	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする法律(昭和44年法律第58号)。
28	4,16	のうちちゅうかん かんりじぎょう	農地中間管理事業	離農者や経営規模を縮小する営農者の農地を、農地中間管理機構が 一括して借り受け、まとめたうえで、地域の意欲ある担い手に貸し付け を行うことにより、担い手への農地集積と集約化を進める事業。
29	16,18	のうようちくいき	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域をいう。なお、農用地区域内にある土地については、農業上の用途(農地、採草放牧地、農業用施設用地など)が指定されており、原則として指定された用途以外の用途に供することはできない。
30	3	のうりんぎょうせん さす	農林業センサス	農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。
31	7	ばいおます	バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には、再生可能な生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたものをいう。
32	13	びおとーぷ	ビオトープ	生物群集の生息空間を示す。生物空間、生物生息空間。
33	16,19	ほあんりん	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県 知事によって指定される森林。
34	15	ようとちいき	用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類の地域がある。
35	8,9	らいふらいん	ライフライン	市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの生活を支えるシステムの総称。
36	3	わんすとっぷ	ワンストップ	一度の手続で、必要なことをすべて完了できるように設計されたサービス。